

富良野市子ども・子育て会議開催経過

※「子ども・子育て支援事業計画」策定ノアンケート調査

○調査期間 平成25年10月

○調査対象 就学前児童833名（平成25年9月18日現在、就学前児童1,157名のうち、一番年長の子どもを対象）

○調査方法 郵送調査（無記名回答）

○回収状況 発送数（833） 回収数（384） 回収率（46.1%）

No.	会議名	開催日	議題
1	第1回 富良野市子ども・子育て会議	平成25年 9月19日	①会長・副会長の選任について ②子ども・子育て新制度について ③事業計画策定のためのニーズ調査について
2	第2回 富良野市子ども・子育て会議	平成26年 1月30日	①ニーズ調査の結果について ②計画策定の概要について ③新制度における私立幼稚園の選択肢について ④認可外私立保育所補助金の改正について
3	第3回 富良野市子ども・子育て会議	平成26年 3月27日	①教育・保育提供区域の設定について ②「量の見込み」と保育の必要性の認定について ③地域型保育事業、及び放課後児童クラブの基準について
4	第4回 富良野市子ども・子育て会議	平成26年 5月28日	①幼稚園の今後の方向性について ②ファミリー・サポート・センターの設置について ③放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準案について ④子ども・子育て支援新制度に基づく富良野市が条例で定める基準（案）について
5	第5回 富良野市子ども・子育て会議	平成26年 8月6日	①パブリックコメント手続きに対する意見について ②富良野市子ども・子育て支援事業計画について ③次世代育成支援地域行動計画について ④母子保健計画について
6	第6回 富良野市子ども・子育て会議	平成26年 12月18日	①富良野市子ども・子育て支援事業計画（素案）について

7	第7回 富良野市子ども・子育て会議	平成27年 1月26日	①富良野市子ども・子育て支援事業計画（素案）について ②利用者負担について
8	第8回 富良野市子ども・子育て会議	平成27年 3月23日	①富良野市子ども・子育て支援事業計画（案）について ②地域型保育（事業所内保育）について
9	第9回 富良野市子ども・子育て会議	平成27年 12月1日	①富良野市子ども・子育て会議設置条例について ②会長・副会長の選任について ③子ども・子育て新制度の概要について ④富良野市子ども・子育て支援事業計画の施策・事業内容について
10	第10回 富良野市子ども・子育て会議	平成28年 1月26日	①富良野市立へき地保育所について ②子育て支援センターについて
11	第11回 富良野市子ども・子育て会議	平成28年 7月13日	①富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部改正について【1号認定：幼稚園・認定こども園】

※平成29年第1回定例会

- 富良野市子ども・子育て会議設置条例の一部改正について
- 富良野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額に関する条例の一部改正について
- 富良野市立へき地保育所設置条例の一部改正について

富良野市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 6 月 21 日 条例第 11 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、富良野市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子育て会議は委員 20 人以内で組織する。

2 委員は次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前号の子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (4) 関係団体の推薦を受けた者
- (5) 一般公募による者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、委員が欠けた場合は、新たに委員を委嘱することができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集等)

第 6 条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。

(庶務)

第 7 条 子育て会議の庶務は、**教育委員会** 子ども未来課において処理する。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

